

第104回安来市議会定例会 6月定例会議  
文教福祉委員会 委員長報告

令和8年6月12日

去る6月1日に開議されました本会議において本委員会に付託されました議案について、6月5日に審査を行いましたので、その結果並びに経過をご報告いたします。

まず、審査結果について、

議第71号 安来市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例制定について

議第75号 安来市地方独立行政法人安来市立病院評価委員会条例制定について

以上2件は、全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、審査の経過について主なものを申し上げます。

「議第71号」について、委員より「令和7年度から制定について検討してきたことだが、なぜ今回のタイミングで、この条例を制定することにしたのか理由を伺う」との質問に対し、執行部からは、「令和3年のときに大規模風力発電事業が計画され、最終的には事業を断念されたというところがあった。また、現在では太陽光発電施設も多く、自然環境破壊になっているという報道もあり、そういった現状を踏まえて今回、条例の制定に至ったものである。当初は3月定例会での上程を目指していたが、パブリックコメントを受け慎重に諮ったため、今回の上程となった。」との答弁がありました。

また、委員から「本条例には届出については記載があるが、許可についてはどうなっているのか伺う」という質問に対し、執行部からは「この条例は届出制となっており、内容については、関係法令にかかる部分を全てチェックし、全てクリアできていれば、受理書を事業者に送ることとしている」との答弁がありました。

「議第75号」について、委員より「報酬は日額1万円となっているがその根拠は何か。また、委員の任期について、理事の任期が4年に対し、この委員は2年ということだが、その根拠を伺う」との質問に対し、執行部より「報酬については、病床が200床以下の地方独立行政法人の公立病院の委員報酬額について、各自治体の条例等を調査したところ、平均的な額として1万円であり、その額とした。任期については、他の自治体の事例を調べたところ2年とされている事例が多く、また独立行政法人の国の機関においては、委員の任期として2年が省令で規定されているためである」との答弁がありました。

両議案について、他にも委員から数件確認がありましたが、いずれも審査に影響する内容ではありませんでした。

以上、文教福祉委員長報告といたします。